

令和6年度第1回川崎市勤労者福祉共済運営協議会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月27日（火）10時から11時15分まで
- 2 開催場所 本庁舎復元棟303会議室
- 3 出席者 委員 大高会長、辺見副会長、南委員、林委員、亀田委員、中川委員、齊藤委員、
門倉委員、山田委員（川崎洋装組合）井野委員
（欠席：多田委員、成田委員、鈴木委員、山本委員、山田委員（高津工友会））
事務局 宮本担当課長、坪内担当係長、内田担当

4 議 題

- （1）令和5年度事業報告（確定）について
- （2）令和6年度事業計画及び予算について
- （3）結婚給付金について
- （4）広告掲載料の改定について
- （3）その他

- 5 公開または非公開の別 公開

- 6 傍聴人の数 なし

7 発言の内容等

○会長あいさつ

新しい方をお迎えして、新たな意見をいただければと思う。基本的には、この協議会での意見を踏まえて、かわさきハッピーライフは活発に活動してきた。これからも積極的にご意見をいただきながら、より良いかわさきハッピーライフとしていただければと思うので、皆様、ご協力よろしく願います。

- （1）令和5年度事業報告（確定）について

— 事務局説明 —

大高会長	ただいまの報告について、ご質問やご意見などがあればお願いしたい。
亀田委員	新規加入促進に関して、川崎信用金庫との連携とあるが、具体的にはどのようなことをしているのか。
事務局	川崎信用金庫の職員が企業訪問する際や、起業時の融資相談の際に、当事業についてご案内いただいている。
大高会長	今は人が多く集まるようなイベントが増えている。企画内容を転換するタイミングにあると思うので、今後、新たな良い企画などの提案もしていただければと思う。

(2) 令和6年度事業計画及び予算について

— 事務局説明 —

大高会長	令和6年度予算について、令和5年度と比較して総務費が大きく減少しているが、これの理由を教えて欲しい。
事務局	令和5年度は、5年に1度のシステム改修を行っており、一時的に総務費の支出が増えたため、対前年度では減少となっている。
齊藤委員	令和6年度の事業内容として、新たな取組をたくさんされると思うが、予算は令和5年度より少なくなっている。何かやめるものがあるということか。
事務局	ご説明させていただいた報告及び計画は、ほぼ全てベネフィット・ワンへの委託内容。この委託は、厚生事業費の費目の中でやりくりしているため、企画・取組の改廃があっても、3年の契約期間の中で毎年それほど変わらない。
林委員	令和6年度とあるが、事業期間としては、いつからいつまでか。
事務局	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで。既に事業は開始している。
門倉委員	新規加入促進について、南武線でのポスター掲示とあるが、市バスでもやってみてはどうか。
事務局	予算との兼ね合いにはなるが、検討したい。 南武線に掲示を行う経緯としては、横浜市の共済において、加入促進の効果が一番高かったのが電車広告だったとの情報があり、費用もリーズナブルだったことから、実施することとした。
亀田委員	南武線の全車両に貼られるのか。
事務局	JR 東日本によると、川崎～立川の全区間で走る電車に掲示されるようだが、必ずしも全車両に貼られるわけではないとのこと。
大高会長	固定費は増加傾向にあると思うが、令和6年度予算では給付事業費も少し増えている。増えている理由を教えて欲しい。
事務局	永年勤続報奨金(25年)が始まることが増加の要因としてあることと、退会せん別金の受取について、権利がある会員はいつでも請求できるため、少し多めに予算を組んでいる。
林委員	(令和5年度報告に関して) 全国共通商品券等について、応募しやすくて良いと思うが、さらに増やすことはできないか。
事務局	商品券を増やすとなると、他の補助券やイベントの予算を減らさなければならないが、事務局としては、なるべく市内店舗で使う食事補助券やイベント等に注力したいと考えている。
林委員	抽選で外れてしまった場合は印象が悪くなるかもしれないし、当たる人が増えれば、会社内で話す人も増えて、一種の広報にもなるかと思う。
大高会長	広報の面で言うと、ハッピーライフの補助券が使える店舗にステッカー等を貼ってもらう等すると、広報として良いかもしれない。

(3) 結婚給付金について

齊藤委員	事務局からの説明について、あくまで検討状況ということで良いか。
------	---------------------------------

事務局	その通り。
大高会長	支給上限を設定することは必要だと思う。また、上限があれば、パートナーシップ宣誓制度を悪用される恐れもないため、上限の設定、パートナーシップ宣誓を支給要件に追加すること、どちらも問題ないかと思う。
齊藤委員	資料４２Ｐ「対応案」のただし書き（給付金の個人への振込について、「ただし、今後要望が多くあった場合、特にプライバシーを尊重するケース等は個別に対応を検討する。」の部分）については、金銭が生じることであるため、慎重な対応をした方が良いと思う。事業主が会費を払っている以上、個人でのやりとりというのは、あまり賛成できない。
井野委員	齊藤委員からの意見については、事務局としても検討を重ねた部分。基本的には、齊藤委員のおっしゃる通り事業主を通した給付金の支給というのが原則。ただ、パートナーシップ宣誓は創設間もない制度であり、今後どういった事象・影響が生じるかといった想定がしきれないため、最初から門前払いしてしまうということがないよう、こうした表記とさせていただいた。 また、ただし書きの部分については、要綱等には載らないため、あくまで運用上の判断として資料へは記載している。

（４）広告料の改定について

辺見副会長	資料にはバナー広告についての記載がないが、これは改定しないということか。
事務局	バナー広告については、他都市、市役所他部署等と比較して妥当な料金だと思われるため、料金改定は行わない予定である。
大高会長	資料にもあるが、事前に広告掲載事業者へヒアリングし、やむを得ないという回答もいただいております、広告の申込は継続して見込めそうであるため、問題ないかと思う。

（５）その他

大高会長	その他、総括してご意見はないようなので、閉会とする。
------	----------------------------

— 閉会 —